

## 川崎市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市屋外広告物条例施行規則（昭和47年川崎市規則第80号）の一部を次のように改正する。

別表第2第8項第1号中「除く。）」の次に「を」を加え、同項第2号エ中「場合」の次に「（オに規定する場合を除く。）」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同号中キをクとし、カをキとし、オをカとし、同号エの次に次のように加える。

オ 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗において、建築物の壁面を利用する場合の1壁面における広告物又は掲出物件の面積は、同一壁面を利用する全ての広告物又は掲出物件（袖看板及び添加広告板を除く。）の面積（当該壁面に使用する色彩にマンセル値が、色相0Rから9.9Rまでの範囲であり彩度4を超える色彩、色相0YRから9.9YRまでの範囲であり彩度6を超える色彩、色相0Yから4.9Yまでの範囲であり彩度6を超える色彩、色相5.0Yから9.9Yまでの範囲であり彩度4を超える色彩又はこれら以外の色相であり彩度2を超える色彩が含まれる場合は、それらの部分の面積を含む。）（切り文字で表示するものの2分の1の部分の面積については、当該広告物又は掲出物件の面積に算入しない。）を合わせて、当該壁面の面積の5分の1未満かつ100平方メートル以下とすること。

別表第3第1項第13号を同項第14号とし、同項第12号の次に次の1号を加える。

（13）電柱その他の柱類を利用する添加看板及び巻付け看板（以下「電柱等利用広告物」という。）は、設置しないこと。

別表第3第2項第18号中「電柱を利用する添加看板及び巻付け看板」を「

電柱等利用広告物」に改め、同表第3項第1号中「壁面看板」の次に「（建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物に平面的に表示する広告物を含む。以下この項において同じ。）」を加え、同項第10号及び第11号中「の建築物の壁面」の次に「（建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を含む。以下この号において同じ。）」を加え、同項中第21号を第22号とし、第20号を第21号とし、第19号の次に次の1号を加える。

（20）電柱等利用広告物は、設置しないこと。

別表第3第4項第1号中「壁面看板」の次に「（武蔵小杉駅横須賀線口駅前地区、グランド地区、武蔵小杉駅南口駅前地区、新丸子東3丁目北部地区、中丸子東部地区、小杉町3丁目中央地区、小杉町3丁目東地区及び小杉町1・2丁目地区においては、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物に平面的に表示する広告物を含み、新丸子東3丁目南部地区のうち大規模商業地区の区分に係る区域においては、建築物の壁面の垂直線上の上部に設ける工作物に平面的に表示する広告物を含む。以下この項において同じ。）」を加え、同項第5号中「0 Y」の次に「まで」を加え、同項第6号中「1 壁面」の次に「（建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を含む。）」を加え、同項第8号本文中「の壁面」の次に「（武蔵小杉駅南口駅前地区のうち東急武蔵小杉駅の区分に係る区域においては、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を含み、新丸子東3丁目南部地区のうち大規模商業地区の区分に係る区域においては、建築物の壁面の垂直線上の上部に設ける工作物を含む。以下この号において同じ。）」を加え、同項第9号ただし書中「、武蔵小杉駅横須賀線口北地区、小杉町2丁目地区」を削り、同項第11号中「においては、地上から10メートルを超え45メートル以下の部分の建築物の壁面」の次に「（武蔵小杉駅南口駅前地区のうち東街区及

び西街区の区分に係る区域、新丸子東3丁目北部地区、中丸子東部地区、小杉町3丁目中央地区、小杉町3丁目東地区並びに小杉町1・2丁目地区においては、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を含む。以下この号において同じ。)」を加え、同項第12号中「地上から10メートル以下の部分の建築物の壁面を利用する場合」を「地上から10メートル以下の部分の建築物の壁面（武蔵小杉駅南口駅前地区のうち東街区及び西街区の区分に係る区域、新丸子東3丁目北部地区、中丸子東部地区、小杉町3丁目中央地区、小杉町3丁目東地区並びに小杉町1・2丁目地区においては、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を含む。以下この号において同じ。)を利用する場合」に改め、同項第13号中「目隠しの工作物を」の次に「含み、新丸子東3丁目南部地区のうち大規模商業地区の区分に係る区域においては、建築物の壁面の垂直線上の上部に設ける工作物を」を加え、同項第14号ウ中「壁面（」の次に「武蔵小杉駅南口駅前地区のうち東街区及び西街区の区分に係る区域、新丸子東3丁目北部地区、中丸子東部地区、小杉町3丁目中央地区、小杉町3丁目東地区並びに小杉町1・2丁目地区においては、」を加え、同号エ中「及び」を「並びに」に改め、「新丸子東3丁目南部地区のうち」の次に「大規模商業地区及び」を加え、「出入口」を「開口部」に改め、「壁面」の次に「（新丸子東3丁目北部地区、中丸子東部地区、小杉町3丁目中央地区、小杉町3丁目東地区並びに小杉町1・2丁目地区においては、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を含み、新丸子東3丁目南部地区のうち大規模商業地区の区分に係る区域においては、建築物の壁面の垂直線上の上部に設ける工作物を含む。）」を加え、同項第21号イを次のように改める。

イ 新丸子東3丁目南部地区のうち大規模商業地区の区分に係る区域においては、1の建築物当たり1箇所、自己の名称、店名、又はそれに係

る商標を切り文字で表示する場合であって、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当するとき。

（ア）建築物の壁面の垂直線上の上部に設ける工作物（目隠しの工作物又は建築物の上端（建築物に階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分若しくは棟飾、防火壁の屋上突出部分その他これらに類する屋上突出物がある場合には、その上端）から高さ8.5メートル以下の部分に設ける工作物に限る。）を利用して表示するとき。

（イ）階段室、昇降機塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分に直接表示するとき。

別表第3第4項中第34号を第35号とし、同項第33号中「及び第27号から第31号まで」を「、第27号から第30号まで及び第32号」に改め、同号を同項第34号とし、同項第32号中「及び第27号から前号まで」を「、第27号から第30号まで及び前号」に改め、同号を同項第33号とし、同項中第31号を第32号とし、第30号の次に次の1号を加える。

（31）電柱等利用広告物は、設置しないこと。

別表第3第5項第1号中「壁面看板」の次に「（建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物に平面的に表示する広告物を含む。以下この項において同じ。）」を加え、同項第5号本文中「の壁面」の次に「（建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を含む。以下この号において同じ。）」を加え、同項第8号中「においては、地上階又はデッキ部分に接する階の壁面」の次に「（建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を含む。以下この号において同じ。）」を加え、同項第9号中「においては、建築物の壁面」の次に「（建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を含む。以下この号において同じ。）」を加え、



